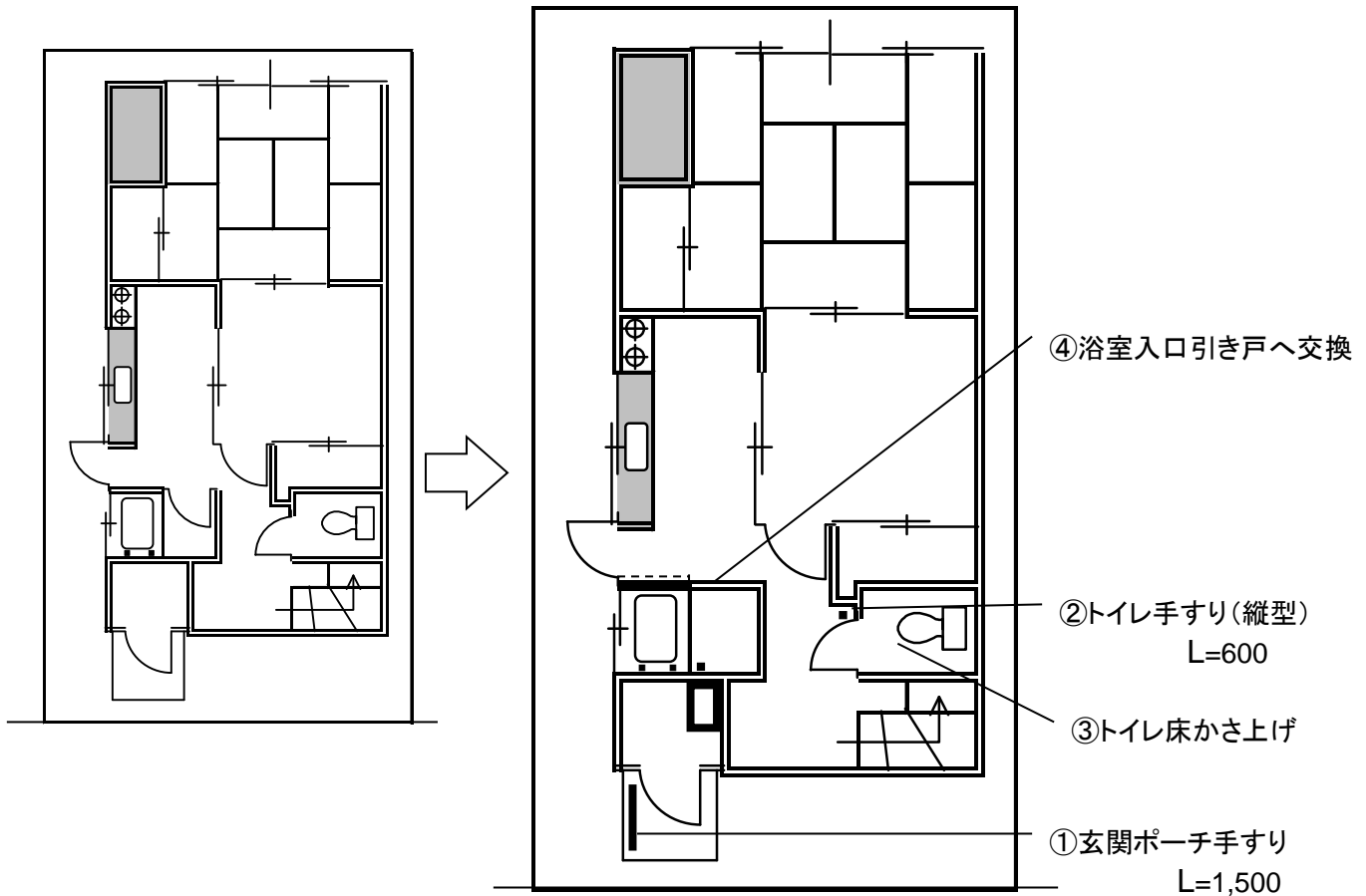


●平面図

※ 施工前・施工後両方の平面図が必要です。
(段差の状況を説明するために、断面図も記載してください)



●写真

※1 必ず写真の中に日付を入れて下さい。

- ・改修前の写真は、理由書の現地確認日以降の日付である必要があります。
- ・改修後の写真は、完成日の日付で撮影して下さい。

※2 平面図の改修箇所に一連番号(たとえば①②③等)を付けて下さい。

撮影した写真には、平面図に付けた該当番号を記入し、図面と写真が一目でわかるようにして下さい。

※3 段差解消を行う場合は、現状の段差がわかるよう段差にスケールをあてた写真が必要です。

※4 「洋式便器等への便器の取替え」の場合は建物全体の図面が必要です。
(同じ住宅に洋式便器がある場合は、原則対象にならないため。)